

第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

○中間年の見直し

市町村子ども・子育て支援事業計画について、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）において、計画に定めた「量の見込み」が実際の認定状況と大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うこと、と記されている。

○計画の見直しに係る「基本指針」の考え方

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きくかい離している場合には、適切な基盤整備を行なうため、計画の見直しが必要となる。

令和4年3月18日付事務連絡

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しのための考え方について

計画期間	令和2年度～令和6年度	中間年	令和4年度
------	-------------	-----	-------

教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

1. 実績値の把握

1号認定…令和3年4月1日時点の支給認定者数

2号・3号認定…令和3年4月1日時点の支給認定者数

2. 見直しの方法

(1) 見直し要否の基準

実績値（令和3年4月1日時点の支給認定区分ごとの児童数）が、「量の見込み」よりも10%以上かい離がある場合は、見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。また、かい離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、当該影響を十分考慮した上で補正を行うなど、適切に対応すること。

実績値÷量の見込み \leq 90% 又は 実績値÷量の見込み \geq 110%

(2) 計算式

- ・中間年における見直し時の「量の見込み」の計算式

$$\text{「推計児童数」} \times \text{「支給認定割合」} = \text{「量の見込み」}$$

※「支給認定割合」・・・令和3年4月時点における1号～3号の支給認定区分ごとに、児童数に占める支給認定こどもの割合

3. 算出した実績値と量の見込みの比較

別紙①参照

4. 見直しの内容

○1号認定

基準となる令和3年4月1日において、かい離103%のため、見直しは行なわない。

○2号認定

令和3年度114%のかい離(≥110)となったため、量の見込みの見直しを行なう。

	令和5年度	令和6年度
推定児童数(3～5歳)	601人	602人
2号認定の支給認定割合	65.4%	65.4%
補正後の2号認定の「量の見込み」	344 393人	346 393人

○3号認定(0歳児)

令和3年度は75%で10%以上のかい離となっているが、利用申込みがあっても4月1日時点で入所年齢に満たない場合(0歳児入所希望で4月1日時点の年齢が6カ月未満の場合等)は含まれていないことや、令和4年度はかい離がないこと等を加味し、見直しは行なわない。

○3号認定(1・2歳児)

基準となる令和3年4月1日において、かい離105%のため、見直しは行なわない。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

1. 見直しの方法(通知より)

「教育・保育」の量の見込みの見直し及び提供体制の確保の内容の変更にあわせて、必要に応じ、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。また、かい離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、当該影響を十分考慮した上で補正を行うなど、適切に対応すること。

2. 実績と量の見込みの比較

別紙②参照

3. 見直しの内容

(1) 利用者支援事業

- ・見直し無

(2) 延長保育事業

- ・利用人数（量の見込み、確保方策）・・・実績値に合わせて見直しを行なう
- ・施設数・・・実績値で見直し 9か所⇒8か所

			令和5年度		令和6年度	
①量の見込み		人/年	33	111	33	112
②確保方策	実人数	人/年	33	111	33	112
	施設数	か所	9	8	9	8
② - ①		人/年	0		0	

(3) 放課後児童健全育成事業

- ・見直し無

(4) 子育て短期支援事業

- ・見直し無

(5) 地域子育て支援拠点事業

- ・見直し無

(6) 一時預かり事業

I 幼稚園在園児

- ・利用人数（量の見込み、確保方策）について、実績値に合わせて見直しを行なう

			令和5年度		令和6年度	
量の見込み	公立	人/年	1,605		1,605	
	私立	人/年	3,728	5,410	3,728	5,410
確保方策	実人数	人/年	5,333	7,015	5,333	7,015
	施設数	か所	3		3	

II 幼稚園以外

- ・見直し無

(7) 病児保育事業

- ・見直し無

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

- ・見直し無

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

・見直し無

(10) 妊婦健康診査

・見直し無

(11) 養育支援訪問事業

・実績値に合わせて見直しを行なう

			令和5年度	令和6年度
量の見込み	育児・家事支援	人/年	± 10	± 10
	専門的相談支援	人/年	42	42
確保方策	実人数	人/年	43 52	43 52

(12) 実費徴収に伴う補足給付事業

・見直し無（量の見込み・確保方策は設けていない）

(13) 多様な主体の参入促進・能力活用事業

・見直し無（実施計画無）